



事務連絡

平成 29 年 5 月 2 日

愛媛県住宅建設振興協議会会員 各位

愛媛県土木部道路都市局

建築住宅課

「第 13 回住まいのまちなみコンクール」について配布について

このことについて、国土交通省住宅局市街地建築課・住まいのまちなみコンクール事務局より、パンフレットの送付がありました。

つきましては、別添のとおりパンフレットをお送りしますので、掲示・配布による広報活動を行い、関係者への「第 13 回住まいのまちなみコンクール」の周知についてご協力をお願いいたします。

〒790-8570

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

担当 住宅企画係 上田

TEL : 089-912-2760 FAX : 089-941-0326



第12回 国土交通大臣賞
サトヤマヴィレッジ管理組合
(福岡県北九州市)



第1回 国土交通大臣賞
コモンシティ皇田HUL-1 地区
建築協定運営委員会・同街並み保全委員会
(大阪府交野市)



第2回 国土交通大臣賞
三輪緑山管理組合
(東京都町田市)



第3回 国土交通大臣賞
団地管理組合法人諏訪野会
(福島県伊達市)



第4回 国土交通大臣賞
西竹の里タウンハウス管理組合
(京都府京都市)



第5回 国土交通大臣賞
こしがや・四季の路管理組合
(埼玉県越谷市)



第6回 国土交通大臣賞
みずき町会
(石川県金沢市)



第7回 国土交通大臣賞
城南住宅組合
(東京都練馬区)



第8回 国土交通大臣賞
備中矢掛宿の街並みをよくする会
(岡山県小田郡矢掛町)



第9回 国土交通大臣賞
木綿街道振興会
(鳥根県出雲市)



第10回 国土交通大臣賞
姉小路界限を考える会
(京都府京都市)



第11回 国土交通大臣賞
池田の森農園クラブ
(静岡県静岡市)

人口減少社会の中、まちの価値の落ちない、選ばれる地域づくりが求められています。「住まいのまちなみ」は、地域の方々が積極的に維持管理、運営することで、豊かな暮らしの場へと育まれていきます。また、高齢化や防災・防犯、低炭素化などの社会的課題に対応しながら、多世代がともにまちの価値を守り育て、住み継ぐことができるまちとしていくことが大切です。このためには、地域の管理や交流活動のほか、空家の利活用等による地域の活性化、新たな入居者の受け入れを含むコミュニティの形成など、多様な取り組みが必要となります。このコンクールは、地域の特性を活かし、魅力的な住まいのまちなみを育む維持管理、運営などの活動に実績を挙げている住民組織をまちづくりのモデルとして表彰し、支援します。

スケジュール

応募期間／平成29年5月1日(月)～8月31日(木)必着
入選発表／平成30年1月

表彰

■国土交通大臣賞…1点/賞状

■住まいのまちなみ賞…4点/賞状

※受賞5団体に対しては、維持管理活動の推進のための調査検討経費を支援します。50万円(1団体・1年あたり)を3年間支援します

審査委員会 (五十音順/敬称略)

●審査委員長

藤本昌也 (建築家/ (公社)日本建築士会連合会名誉会長)

●審査委員

伊藤明子 (国土交通省大臣官房審議官)

大月敏雄 (東京大学教授)

廣瀬隆正 (国土交通省大臣官房技術審議官)

上山良子

(ランドスケープアーキテクト/

長岡造形大学名誉教授・前学長)

齊木崇人 (神戸芸術工科大学学長)

森まゆみ (作家・編集者)

国土交通省
まちづくり月間協賛

平成29年度

第13回

住まいの まちなみ コンクール

地域住民により育まれている
「住まいのまちなみ」を表彰・支援します。

●主催／まちづくり月間全国的行事実行委員会、一般財団法人住宅生産振興財団、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会

●後援／国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人都市再生機構、一般社団法人住宅生産団体連合会、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団

●協賛／旭化成ホームズ、スウェーデンハウス、住友林業、積水化学工業、積水ハウス、大和ハウス工業、トヨタホーム、パナホーム、ミサワホーム、三井ホーム (株式会社を省略、五十音順)

<http://www.machinami.or.jp/>

住まいの まちなみコンクール



第12回 国土交通大臣賞
サトヤマヴィレッジ管理組合
(福岡県北九州市)

応募対象

30戸以上^{※1}の戸建て住宅を中心に構成され、良好な景観が形成されている一体的な住宅地^{※2}において、概ね10年以上^{※3}にわたって住民主体で適切な住まいのまちなみの維持管理活動を行っている団体。

※1 やむを得ない事情がある場合は概ね20戸以上でも可とします。

※2 伝統的建造物群保存地区を除きます。

※3 他団体としての活動を継承している場合、通算の年数とします。また、以下に例示するような新しい社会的課題に対応した先進的なまちなみづくりが行われている場合、活動期間は問いません。(新しい社会的課題[例示]) 低炭素、健康福祉、防災・防犯、高齢化対応、子育て支援、空家・空地の利活用、住み替え支援、農ある暮らし…など

応募資格

- ①地域の維持管理活動を行っている団体であること。たとえば町内会、自治会、管理組合、建築協定に基づく運営委員会、地域NPOなどです。
- ②法人格の有無は問いませんが、活動の根拠となる規約などが文書化されていること。

提出図書

応募にあたっては、以下の図書を作成の上、A4ファイルに綴じ、データ(WORD、EXCEL等)を添付して提出してください。

提出された応募図書は返却致しません。また著作権は応募者に帰属しますが、雑誌書籍等での発表掲載の権利は主催者が保有できるものとします。

- ①様式1…応募書
- ②様式2…活動調査
- ③案内図・区域図
A3用紙1枚にレイアウトしてください。
- ④現況写真
A3用紙3枚以内にレイアウトしてください。
(地図に撮影位置を記入)

※応募図書の様式はホームページからダウンロードしてください。

● 応募図書送付先・連絡先

(一財)住宅生産振興財団内 住まいのまちなみコンクール事務局 担当:松岡・石川
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル5階
TEL.03-5733-6733 FAX.03-5733-6736

※応募者の個人情報は、運営に必要な範囲外の目的には使用いたしません

選考のポイント

- ①美しくアメニティの高い住まいのまちなみ景観が形成されていること。
- ②多人数によるまちなみの維持管理活動が行われていること。
- ③建築協定などまちなみのルールが合意されていることが望ましい。
- ④維持管理活動ができるだけ長期間に亘って継続的に行われていること。
- ⑤住民組織の景観維持活動が初期の景観を育て、より成熟させる方向での成果となっていること。
- ⑥街の再生に向かって努力していること。
- ⑦まちの課題に対する取組みが、他地域で同様の課題に取り組んでいる団体のモデルになりえていること。

※選考段階で問合せをすることや現地調査を行うことがあります。

維持管理活動の支援

- ①受賞者は調査検討経費について、主催者から助成を受けることができます。
- ②維持管理活動に関する報告をしていただきます。
(報告していただいた内容は公開します。)
- ③調査検討経費については、まちなみのルールづくりなど、維持管理の向上に関するソフトな費用に充当してください。
- ④受賞決定後、受賞者と調査内容を協議の上速やかに助成します。

発表

平成30年1月発表。

その他

国土交通大臣賞の授賞式は、平成30年6月の「まちづくり月間」の行事として行われます。

<http://www.machinami.or.jp/>